

## 平成 25 年度税制改正要望結果 ～ データセンター税制が実現！

政府与党は、平成 25 年 1 月 24 日、[平成 25 年度税制改正大綱](#)を決定した。施行は国会での改正法案成立後となる。

大綱では、JISA が東日本大震災後に他に先駆けて要望してきた、データセンター税制（[「BCP/BCM の観点から重要な情報システムのバックアップ等を目的としたデータセンターの地方新設に係る税制措置」](#)）が盛り込まれた。

JISA では、平成 23 年 7 月に提出した上記要望以降も、クラウドコンピューティングの進展と共にデータセンターの重要性が高まることに着目した要望を行ってきている。直近では、年始早々に、政権交代間もない自由民主党に対して、[データセンターの地方分散と建設促進に係る税制の創設](#)を要望してきたところである。

大綱によれば、データセンターにおけるデータのバックアップのために本年 4 月 1 日以降に取得した設備を対象として、取得価額の 15% の特別償却を認める制度が創設される。ただし、東京圏と東京圏以外の双方でデータセンター事業を営む法人には、当該取得設備の取得価額が 5 億円以上で、かつ、取得設備の合計額の 20% を占めるものに限定されている。このことから、大規模なセンターではデータのバックアップを目的としたものであることがより強く打ち出されているといえよう。

なお、本税制は、電気通信基盤充実臨時措置法上の電気通信システムの信頼性向上に関する実施計画の認定を受けたデータセンターを対象に、本年 4 月 1 日から 2 年間、時限的に措置される。

このほか、大綱では、JISA が平成 23 年度要望をはじめ、過去に幾度も要望してきた「研究開発投資促進税制の拡充」も盛り込まれている。これは、試験研究の総額に係る控除税額の上限を 2 年の時限措置ながら、現行の 20% から 30% に引き上げるものである。

また、民間投資の喚起を目的として創設される「国内設備投資促進税制」は、生産等の設備投資を対象とした投資減税策であるが、JISA が長引くデフレ経済からの脱却を目指して平成 22 年度に要望した「[情報基盤強化税制の拡充延長](#)」と同様の問題意識に立ったものとみることができ、今後の法令・通達における具体化が注目される。

(田中)